

福岡県読書推進運動協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、福岡県読書推進運動協議会と称し、事務局を福岡県立図書館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、公益社団法人読書推進運動協議会と緊密な連携のもとに、福岡県の読書運動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 読書の普及推進に必要な調査及び研究。
- (2) 研究会、講演会その他読書推進に必要な行事の開催と後援。
- (3) その他、本会の目的の達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、福岡県公共図書館等協議会の会員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。会長1名、副会長3名、理事11名、監事2名

(役員を選任)

第6条 役員は、第4条の構成員の中から、総会で選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。理事は、会務の執行にあたる。監事は、会計を監査する。

(幹事)

第8条 本会に幹事若干名を置くことができる。

- 2 幹事は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 総会は、定例会と臨時会とし、会長が招集し重要事項を審議する。

会議は、構成員の総数の半数以上の出席により成立する。

議決は、多数決による。可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 定例会は、毎年、福岡県公共図書館等協議会の総会にあわせて行う。

- 3 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

(経費)

第11条 本会の経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

本会則は、昭和60年6月6日から施行する。

改正 平成5年4月1日 平成19年5月31日 平成25年4月1日